kamimotoレンタカー 貸渡約款

株式会社神本商事 ／ 初版施行：2024年 ／ 第2版：2026年11月10日施行

株式会社神本商事（屋号：kamimotoレンタカー。以下「当社」といいます。）の貸渡条件は、次のとおりです。

保険・補償内容（2026年11月7日適用開始）

対象車両1174・6823に適用する補償内容です。車両保険金額は各車両の保険契約により異なります。既存の予約・契約の合意済み条件を自動変更せず、変更が必要な場合は貸渡し前に説明し、合意内容を記録します。

第1条 総則・各回の貸渡契約

当社は、本約款、貸渡料金表及び各回の貸渡証に従い、レンタカーを貸し渡します。「借受人」は当社と貸渡契約を締結する方、「運転者」は当社が免許資格を確認して貸渡証に記載する方をいいます。毎回、個別の貸渡契約を締結して貸渡証を交付し、適用約款の版、車両、全運転者、日時、返却場所、料金等を記録します。法令に反しない書面の特約は本約款に優先します。合意済みの条件の変更には双方の合意を要し、変更内容の控えを双方が保管します。

第2条 予約・貸渡し

予約は車両の空き状況等により受け付けます。有効な運転免許を確認できない場合、酒気帯び・薬物・著しい疲労等により安全運転に支障がある場合、重大な契約違反等の合理的な理由がある場合には、貸渡しをお断りすることがあります。当社と借受人は、貸渡し時に車両の状態・燃料・付属品等を確認します。

第2条の2 Web申込・予約確定・変更取消

Web申込の受付通知は予約確定の通知ではありません。当社が空車状況等を確認し、予約確定の連絡を行います。通常の予約に予約金は不要です。支払いだけで予約が確定するものではありません。

変更・取消は、受付番号・氏名・出発予定日時を添えて当社へメール又は電話でご連絡ください。Web上の予約照会は変更・取消の受付機能ではありません。当社は受付日時・変更内容・適用料金を確認し、結果をご案内します。当日やお急ぎの場合はお電話ください。

お客様の都合による取消料は、日本時間の出発日を基準に、7日前まで無料、6日前から3日前までは合意済み基本料金の20%、2日前から前日までは30%、当日は50%とします。出発予定時刻から1時間を過ぎてもご連絡がない場合は、無断取消として取り扱います。法令上認められる範囲を超える取消料は請求しません。当社都合による取消には、お客様都合の取消料を適用しません。

予約確定前の申込撤回には取消料を請求しません。日数は日本時間の暦日で数え、7日前の23時59分までの取消通知到達は無料です。メールは当社への到達日時、電話は取消意思の受付日時を基準とし、当社の返信の遅れで取消料を増額しません。無断取消も当日と同率です。消費者契約法上の平均的な損害を超える部分は請求せず、同一の取消損害を重複請求しません。算定根拠は、ご希望に応じて説明します。

予約成立と各回の貸渡契約の成立は別です。貸渡契約は、約款・料金・補償等の説明と免許確認を行い、双方が各回の条件に合意して貸渡証を交付し、車両を引き渡す際に成立します。車両番号・運転者・貸渡期間・返却場所・料金・支払方法は貸渡証に記載します。

第3条 貸渡料金・受付時間

基本料金（税込）は、貸渡開始から12時間まで10,000円、12時間を超え24時間まで14,000円です。24時間を超えた後は、追加24時間ごとに14,000円を加算し、24時間未満の端数も1日分とします。時間単位の料金は適用しません。利用時間は貸渡開始からの経過時間で計算し、日付が変わるだけで1日分を加算することはありません。

受付時間は9:00～18:00です。この時間帯は受付時間であり、12時間料金の適用時間帯を限定するものではありません。時間外の貸渡し・返却および利用期間の延長は事前承諾を要します。基本料金には、燃料代その他の追加費用は含まれません。請求総額・支払方法は貸渡し前に確認します。

年間特約（継続利用基本契約）を締結しているお客様の料金は、当該特約に定める料金を適用します。支払時期・方法その他の事項についても、特約に別段の定めがある場合はその定めを優先し、特約に定めのない事項は本約款に従います。

第3条の2 支払い・既収金の充当・返金

予約申込時のお支払い・予約金は不要です。基本料金は貸出当日、出発前に店頭で、追加料金は返却時に精算します。現金（日本円）またはSquare端末によるクレジットカード・電子マネー・QRコード決済をご利用いただけます。利用できるブランドは端末画面およびSquareアカウントの設定に従います。既収金は同額を重ねて請求しません。

取消や変更に伴う返金は、適用条件・既収金・取消料等を確認し、金額と方法をご案内したうえで手続きします。予約の取消処理だけでは決済の取消・返金は完了しません。カードへの反映時期は決済サービス・カード会社により異なります。支払案内や予約確認書は入金確認・領収書そのものではありません。

当社都合又は双方の責めに帰することができない事由で貸渡しができない場合、お客様都合の取消料は請求せず、当該貸渡しの既収金を返金します。代替車の車種・料金・条件は事前に説明し、お客様の同意なく変更しません。当社の責任により生じた損害に対する法令上の責任を免除するものではありません。

第4条 運転者

運転者は、各回の貸渡し時に当社へ届け出て有効な運転免許証の確認を受けた者に限ります。借受人は運転者にも本約款等を周知し、無断で第三者に運転させてはなりません。

全運転者について、日本国内で当該車両を運転できる免許資格・有効期間・条件を原本等で確認します。海外の免許証を利用する場合は、免許区分に応じた国際運転免許証、翻訳文、旅券等も確認します。マイナ免許証のみの場合は事前に確認方法をご相談ください。免許証等の写しを取得する場合は目的を説明し、必要な範囲に限ります。マイナンバー（個人番号）は取得しません。

第4条の2 整備・出発前の車両確認

当社は法令上必要な点検整備を行い、安全に使用できる車両を貸し渡します。出発前に車内外・燃料・付属品を借受人と共同確認し、既存の傷・汚れ等を確認書に記録します。安全に関わる異常は解消後に出発します。既存の損傷、通常の摩耗及び借受人・運転者に責任のない故障は、お客様の損害負担としません。

第5条 使用・管理

借受人及び運転者は、善良な管理者の注意をもって車両を使用・保管し、法令を遵守してください。無免許・酒気帯び・薬物の影響下での運転、無断転貸、担保提供、無断改造、競技使用、危険運転及び違法な有償旅客運送等を禁止します。当社は貸渡しに付随する運転者の紹介・あっせん等を行いません。

第6条 禁煙・車内清潔

車内は紙巻き・電子・加熱式たばこを含め禁煙です。返却時は持込物・ゴミ・空容器等を撤去し、車内を整理してください。通常使用に伴う軽微な汚れは追加清掃費用の対象外です。

第7条 返却・延長

貸渡証記載の日時・場所へ、車両・鍵・付属品を返却してください。延長・返却場所の変更は事前承諾を要し、変更後の期間・料金を記録します。無断延長等の損害は責任に応じ、必要かつ合理的な範囲で精算します。返却時は車両・燃料・忘れ物を共同確認します。後日損傷が判明した場合も、当社は発見日時・根拠・請求内訳を速やかに説明し、お客様の確認・異議申出の機会を確保します。

第7条の2 中途返却・精算

予定より早い返却を希望する場合は、当社へ連絡し、返却日時・場所を確認してください。貸渡し前に別の精算条件を書面で合意していない場合、実際の利用期間に第3条の料金を適用し、当初合意した基本料金を上限として既収金との差額を精算します。未合意の中途解約手数料を後から加算しません。返金額・方法・手続予定をお知らせします。

第8条 燃料・誤給油時の措置

指定燃料を貸渡時と同量にして返却してください。不足量の算定方法・精算単価は出発前に説明して合意し、返却時に数量と金額の内訳を示します。誤給油時はエンジンを始動せず、走行中は安全な場所に停車し、直ちに当社へ連絡してください。費用は第12条によります。

第9条 事故・故障

事故時は負傷者の救護、二次事故防止、警察への届出及び相手方情報の確認を行い、速やかに当社へ連絡してください。故障・警告灯点灯等の異常時は安全な場所に停車し、当社の指示に従ってください。当社への連絡・確認なく示談又は修理を手配しないでください。ただし、人命救助や差し迫った危険の回避に必要な措置は優先し、その後速やかに報告してください。

借受人及び運転者は、事故状況の報告、当社・保険会社の調査及び必要書類の提出に協力するものとします。当社も事故処理に協力し、修理・搬送の手配と費用の取扱いを案内します。

救急は119、警察は110へ連絡してください。軽微な事故・単独事故も警察への届出が必要です。当社：080-3375-6999、保険会社：0120-491-012。保険会社には、運転席の頭上に貼付された保険証券番号をお伝えください。保険会社へ先に連絡した場合も当社へ状況をお知らせください。

第9条の2 損害賠償責任

借受人又は運転者の責めに帰すべき事由により、貸渡車両・付属品、当社又は第三者に損害を与えた場合は、法令及び契約に基づく責任の範囲で賠償するものとします。借受人及び運転者に責任のない損害、既存損傷及び通常の摩耗は負担の対象としません。保険による補填と免責額は第10条、休業補償は第11条により取り扱います。

第10条 保険・補償及び免責額

1 当社は貸渡車両に自動車保険を付保します。下表は、当該内容の保険契約が有効で、貸渡条件として合意した場合の基本補償です。適用する条件は対象車両の補償説明書に記載します。

補償区分	補償限度・免責額
対人賠償	1名につき無制限（自賠責保険を含む）／免責0円
対物賠償	1事故につき無制限／免責50,000円
車両補償	1事故につき保険契約で定める車両価額まで／免責50,000円
人身傷害補償	1名につき無制限（ご契約のお車に搭乗中のみ。保険契約に基づく損害額）

2 保険料相当額は基本料金に含まれます。対象運転者、保険金の支払要件及び対象外となる事由は、対象車両の保険契約に従います。

3 保険が適用される対物損害と車両損害の免責額に相当する部分は、それぞれの対象損害の範囲で借受人又は運転者が負担します。損害額、責任割合及び保険金等を踏まえて精算し、定額の事故手数料として請求しません。同一損害を重複請求しません。

4 保険で補填されない損害及び補償限度を超える部分は、第9条の2による賠償責任の範囲で負担します。NOCは第11条による別の負担であり、免責額の合計は事故に伴うすべての負担の上限を意味しません。当社が立て替えた費用は根拠と内訳を示して精算します。

5 適用する補償内容・免責額・対象外条件は、予約確定前に補償説明書でご案内します。車両変更時も貸渡し前に説明し、合意内容を記録します。既存の予約・契約には合意済みの条件を適用し、お客様の合意なく負担を増額しません。

6 免責額やNOCを免除する追加補償プランは、現在取り扱っていません。

第11条 休業補償（NOC）

借受人又は運転者の責任による事故、故障、汚損、臭気、誤給油等により、修理・清掃等のため車両を営業に使用できない期間が実際に生じた場合、1事案につき次のNOCを申し受けます。

返却状況	NOC
自走して当社指定場所へ返却できた場合	20,000円
自走不能又は当社指定場所へ返却されなかった場合	50,000円

通常の摩耗及び借受人・運転者の責任によらない故障等は対象外です。自走可能でも指定場所へ返却されなかった場合は50,000円とします。返却場所の変更を当社が承諾した場合は、変更後の場所を指定場所として扱います。

第12条 清掃・誤給油・損傷等の費用

対象	費用・対応
誤給油	NOC50,000円＋燃料抜取・洗浄・部品交換・修理・搬送等の必要かつ合理的な復旧実費（定額対応手数料なし）
車内喫煙・たばこの臭い	30,000円（清掃・消臭）
嘔吐物・排泄物・著しい悪臭	30,000円（専門清掃・消毒・消臭）
特別清掃を要する汚れ	10,000円（大量のゴミ、食べこぼし、泥・砂等）
ゴミの残留	3,000円（ゴミの撤去）

借受人又は運転者の責任による誤給油は、第10条の基本補償の対象外です。復旧費用は明細を示して精算します。保険・ロードサービス等で支払われた費用は重複請求しません。誤給油により実際に休業が生じた場合のNOCは、返却方法にかかわらず1事案につき50,000円とし、第11条のNOCと重複して請求しません。

同一の汚損・臭気に複数区分が該当するときは、該当する最も高い清掃費用のみを適用します。焦げ跡・内装破損等の修理実費は別途とします。清掃・誤給油によるNOCは、第11条の条件を満たす場合に限ります。

借受人等の責任による鍵・スマートキー・タイヤ・ホイール・備品等の紛失・破損は、必要かつ合理的な修理・交換・再登録等の実費を精算します。当社は請求の事実・区分・内訳を説明し、実費は明細等で確認できるものとします。同一損害の費用・保険金等の重複回収は行いません。

第13条 交通違反・利用に伴う費用

燃料代、有料道路料金、ETC料金、駐車料金及び交通違反に伴う本人負担金等は、借受人又は運転者の負担とします。違反は本人が所定の手続を行い、当社から照会があった場合は処理状況を連絡してください。

第14条 チャイルドシート・定員

6歳未満の幼児を乗車させる場合は、法令に従いチャイルドシートを使用してください。乗車定員を超えて使用してはなりません。

第15条 ドライブレコーダー等

車両にドライブレコーダー、GPSその他の車両管理機器を搭載する場合があります。当社は事故、盗難、不返還、違反、故障対応及び車両管理に必要な範囲で記録を確認・利用します。

第16条 盗難・不返還

盗難・車両所在不明時は警察及び当社へ、鍵紛失時は当社へ直ちに連絡してください。返却期限を過ぎ、当社の承諾なく返却されず連絡にも応じない場合、当社は警察・保険会社等への連絡その他必要な措置を行います。借受人等の責任による回収費等は、必要かつ合理的な範囲で精算し、休業損害とNOCを重複して請求しません。

第17条 個人情報

当社は予約、本人・免許確認、貸渡管理、事故・違反対応、保険手続、精算、問い合わせ対応及び法令遵守に必要な範囲で個人情報を取得・利用します。法令に基づく場合等を除き、本人の同意なく第三者へ提供しません。

取得情報は権限のある担当者が管理し、法令上の保存義務及び事故・精算対応に必要な期間を除き、利用目的の達成後に適切に削除・廃棄します。情報の確認・訂正等のご相談は末尾の連絡先へお申し出ください。

第18条 反社会的勢力の排除

借受人又は運転者が反社会的勢力に該当し、又はこれと関係すると認める合理的な根拠がある場合、当社は予約又は貸渡契約を解除し、車両の返還を求めることができます。

第19条 契約解除・使用不能

重大な契約違反がある場合、当社は法令に従い解除し、車両の返還を求めることができます。故障・事故・盗難等で利用継続ができない場合は、安全確保を優先し、利用不能時点・原因・返却方法を確認します。貸渡前の不具合による場合、代替車の条件に合意できなければ当該貸渡しの既収基本料金を返金します。双方に責任がない場合は、利用できた期間の基本料金（当初合意額を上限）を差し引いた残額を返金します。

お客様の責任による場合も、利用料金・保険・実損の内訳を確認し、未使用期間分の扱いを含め法令上認められる範囲で精算します。未使用期間の料金と同一期間の休業損害を重複して回収しません。当社の法令上の責任は免除しません。契約終了後も返却・精算等の未履行の義務は存続します。

第20条 準拠法・協議・管轄

本約款及び貸渡契約は日本法に準拠します。定めのない事項又は解釈に疑義がある場合は、双方誠実に協議します。紛争については、法令上認められる範囲で、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。法令に反する条項は、その限度で適用しません。

附則

初版施行：2024年。本版は2026年11月10日施行の第2版（20261110-v2）です。第3条の基本料金を改定し、年間特約がある場合の料金・支払条件の優先適用を明記しました。取消条件、保険・補償その他の条件は従前どおりです。本版は施行日以後に開始する貸渡しに適用し、既に確定した予約・契約の合意済み条件は、お客様の同意なく変更しません。施行日前の貸渡しには従前の約款を適用します。各回に適用する版を明示し、その控えをお渡しします。

貸渡人

株式会社神本商事（kamimotoレンタカー） 代表取締役：福山 陽
福岡県福岡市東区みなと香椎3丁目4-1 イトキューアイランド事務所1階B号室
予約・緊急連絡：080-3375-6999 ／ 会社電話：092-402-1014 ／ 受付：9:00～18:00
メール：info.rentacar@kamimotoshouji.jp

貸渡約款の受領・同意確認

私は本約款（2026年11月10日施行・第2版）の全文を受領して内容を確認し、料金・取消条件・保険免責・NOC・その他の費用について説明を受け、不明点を確認した上で、本約款が適用される貸渡契約の条件とすることに同意します。年間特約を締結している場合、料金・支払条件等は当該特約の定めが優先することを確認します。この署名は、法令上の権利を放棄するものではありません。

確認日	_____ 年 ____ 月 ____ 日
貸渡証番号／年間特約番号	貸渡証：_____ 年間特約：_____
借受人署名	
運転者署名（借受人と異なる場合）	
当社説明担当者	

年間特約のお客様は、初回の同意確認時に年間特約番号を記入し、各回の貸渡証から本確認書を参照できるようにしてください。本確認書は各回の貸渡証に代わるものではありません。追加運転者は各回の貸渡証等に記録します。必要事項を記入してから署名し、双方が署名済み書面と本約款全文の控えを保管してください。